

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2026年6月25日
【会社名】	株式会社中央倉庫
【英訳名】	Chuo Warehouse Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 谷奥 秀実
【本店の所在の場所】	京都市下京区朱雀内畑町41番地
【電話番号】	(075)313-6151(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 常務執行役員 企画管理本部長 吉田 宏二
【最寄りの連絡場所】	京都市下京区朱雀内畑町41番地
【電話番号】	(075)313-6151(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 常務執行役員 企画管理本部長 吉田 宏二
【縦覧に供する場所】	株式会社中央倉庫大阪支店 (大阪府茨木市沢良宜西2丁目15番6号) 株式会社中央倉庫名古屋支店 (愛知県小牧市元町3丁目68番) 株式会社中央倉庫東京営業所 (東京都江東区枝川3丁目1番11号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2026年6月24日開催の当社第146回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2026年6月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金22円 総額394,124,324円

ロ 効力発生日

2026年6月25日

第2号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会および監査等委員である取締役に関する規定の新設、監査役会および監査役に関する規定の削除等をおこなうものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

木村正和、谷奥秀実、田口忠夫、吉田宏二を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

澤田広輔、吉松裕子、人見浩司、村本真甲夫、片倉千裕を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額160百万円以内（うち社外取締役分20百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）として定めるものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を年額50百万円以内として定めるものであります。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

第5号議案の金銭報酬等の額とは別枠として、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額160百万円以内として設定するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

総議決権個数 : 178,865個
当日出席を含めた議決権行使個数 : 141,194個

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	140,672	493	17	(注)1	可決 99.63
第2号議案	140,620	545	17	(注)2	可決 99.59
第3号議案				(注)3	
木村 正和	130,301	10,862	17		可決 92.28
谷奥 秀実	130,633	10,530	17		可決 92.52
田口 忠夫	137,549	3,614	17		可決 97.42
吉田 宏二	137,534	3,629	17		可決 97.41
第4号議案				(注)3	
澤田 広輔	140,378	784	17		可決 99.42
吉松 裕子	139,849	1,313	17		可決 99.05
人見 浩司	139,994	1,168	17		可決 99.15
村本 真甲夫	140,081	1,081	17		可決 99.21
片倉 千裕	138,764	2,398	17		可決 98.28
第5号議案	139,046	2,119	17	(注)1	可決 98.48
第6号議案	138,960	2,205	17	(注)1	可決 98.42
第7号議案	139,270	1,895	17	(注)1	可決 98.64

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成であります。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数(15個)は加算しておりません。

以上